

【I】

問1	①	②	③	④
	追認	総務省	兼職	公布
	⑤	⑥	⑦	⑧
	施行	捜査	要件	質疑
問2	(1)	(2)	(3)	(4)
	そこ	さんせき	あらが	きょうぼうざい
	(5)	(6)	(7)	(8)
	へんちょう	ていけつ	おか	しいてき
問3	問4	問5	問6	問7
過疎	有権	投票	処罰	c

【II】

問1	①	②	③	④
	棚上	掌握	異議	透
	⑤	⑥	⑦	⑧
	一蹴	安全保障	宿願	選択肢
問2	(1)	(2)	(3)	(4)
	ひもと	ありよう	しば	にな
	(5)	(6)	(7)	(8)
	ゆだ	なら	はなは	じんだい
問3	d			
問4	軍事的脅威に対抗するうえで、非軍事的な努力をなすことが平和憲法の理念			
問5	制服組は、			
問6	軍事事項も行政事項も文官がトータルに把握する文官スタッフの優位性に見直しを迫り、武官も行政事項に与ったうえで、軍事に関する判断は軍事の専門家に委ねることが合理的だとして、武官の権限を拡大すること。			
問7	本当に軍事力が不可欠なのかを検討する余地が十分に残されているのに、国家や社会の安全を確保する最終的な手段として自衛隊の国軍化を急ぐ説得力のある説明がないままで、国軍化による軍事依存を安全確保の手段として主張することは、多様な手段や知恵を編み出す複合的なアプローチから安全と自由を確保しようという努力を放棄するに等しいから。			